



## 租税協定の適用申請期間の10年への延長

財政部は《所得税法第8条における中华民国源泉所得の認定原則》、《外国営利事業者のクロスボーダー電子役務販売に係る所得税徴収作業要点》等を参考に、所得額の再計算又は納付すべき税額の還付申請期間に関する規定について、《所得税協定適用監査準則》(以下、本監査準則)第34条の改正条文を2025年4月8日に発布しました。改正要点は以下の通りです。

### 一、租税協定(日台租税協定を含む)の適用申請期間の10年への延長

他方の協定締結国の居住者が、所得税法第88条に規定の源泉徴収範囲の所得を取得し、各種所得源泉徴収率基準により課税された場合、所得者又は源泉徴収義務者は納税日より10年以内において、本監査準則の規定に基づく他方の協定締結国の税務機関が発行した居住者証明等の証明書類及び源泉徴収票を当初源泉徴収を申告した税務機関に提出し、所得税協定の適用を申請することができます。または、源泉徴収義務者の営業所在地を管轄する国税局毎に、申請までに各局の管轄区で納付した税額をまとめ、各管轄国税局(本部)にまとめて所得税協定の適用を申請することができます。

他方の協定締結国の居住者が、所得税法第88条に規定の源泉徴収範囲ではない所得を取得

し、所得税法規定により申告・納税した場合、納税日より10年以内において、本監査準則の規定に基づく他方の協定締結国の税務機関が発行した居住者証明等の証明書類、申告書及び納付書原本を申告した税務機関に提出し、所得税協定の適用を申請することができます。

### 二、移行期間の適用原則

本監査準則の改正施行時点で、納税日から起算して5年を経過していない場合、申請期限は所得者又は源泉徴収義務者が源泉徴収税を納付した日から10年です。すでに5年を経過した場合は、なお改正施行前の規定が適用されます。

### 三、但書規定:適用する所得税協定に別段の規定がある場合、当該規定に基づく

適用する所得税協定に別段の規定がある場合、当該規定に基づきます。例えば、《所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための在ドイツ台北代表処と在台湾ドイツ協会との間の取決め》第26条(源泉地領域課税手続規定)第2項には、「税還付申請は、配当金、利息、ロイヤリティ又はその他所得項目に適用される源泉徴収税額の属する暦年後の第4年の末までに提出しなければならない。」と規定されています。

## KPMGの見解

行政手続法第131条第1項に規定されている人民の公法上の請求権は、法律に別段の規定がある場合を除き、原則として10年とされています。そのため、財政部はここ数年において、税金徴収法の納税義務者の過大納付税の税還付申請期限、及び所得税に関連する減税又は税還付の申請期限を5年から10年に延長してきました。今回、財政部は租税協定案件の申請期限についても納税日から起算して10年に改正し、移行期間案件の適用原則を追加制定

しました。(下表のまとめ参照)

例えば、台湾A社が海外にサービス費用を支払い、2020年4月11日に源泉徴収税を納付した場合、改正前の規定によると当初の税還付申請期間は5年、申請期限は2025年4月10日(2020年4月11日起算+5年-1日)です。2025年4月10日(改正発効日)(5年未満)を跨ぐため、申請期限は10年に延長されます。即ち、2030年4月10日(2020年4月11日+10年-1日)まで租税協定の適用による免税を申請することができます。

減税・税還付の申請期間の5年から10年に延長に関する一覧表

| 適用状況  | 申請期間                        | 改正発効日/移行期間の条項   | 法令                           |
|---|-----------------------------|---|------------------------------|
| 他方の協定締結国の居住者 <b>所得税協定の適用申請</b>                        | 源泉徴収税の納付又は申告納税の日から起算して10年以内 | <ul style="list-style-type: none"> <li>2025年4月10日発効</li> <li>改正施行の際、納税日から起算して5年を経過していない場合は改正後の規定を適用する。既に5年を経過した場合は改正施行前の規定を適用する。</li> </ul>           | 所得税協定適用監査準則第34条              |
| 国内に固定営業場所及び営業代理人を持たない外国営利事業者による <b>収入関連原価、費用の控除申請</b> | 収入取得日から起算して10年以内            | <ul style="list-style-type: none"> <li>2023年10月13日発効</li> <li>改正発効時点において、改正前の規定による申請期間が5年を経過していない場合は改正後の規定を適用する。既に5年を経過した場合は改正発効前の規定を適用する。</li> </ul> | 所得税法第8条における中華民国源泉所得の認定原則第15点 |

## 減税・税還付の申請期間の5年から10年に延長に関する一覧表

| 適用状況   | 申請期間             | 改正発効日/移行期間の条項   | 法令   |
|--|------------------|---|--|
| 外国営利事業者がクロスボーダー電子役務販売を台湾国内の買手に販売し、 <b>純利率、国内利益貢献度</b> により計算した源泉徴収すべき税額の査定を経た、 <b>過大納付の源泉徴収税額の還付申請</b>            | 収入取得日から起算して10年以内 | <ul style="list-style-type: none"> <li>2023年10月13日発効</li> <li>改正発効時点において、改正前の規定による申請期間が5年を経過していない場合は改正後の規定を適用する。既に5年を経過した場合は改正発効前の規定を適用する。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>外国営利事業者のクロスボーダー電子役務販売に係る所得税徴収規定</li> <li>外国営利事業者のクロスボーダー電子役務販売に係る所得税徴収作業要点第10点</li> </ul> |
| 海外に本社がある営利事業者が台湾で国際運送、建設工事の請負、技術サービスの提供又は機器設備のリースなどの事業を行い、 <b>当該国内営業収益の10%又は15%を台湾の営利事業所得とする過大納付の源泉徴収税額の還付申請</b> | 収入取得日から起算して10年以内 | 2023年5月29日発効  | 外国営利事業者による所得税法第25条第1項規定に基づく所得額計算の適用申請案件の審査原則   |
| 納税義務者が <b>法令の適用、事実の認定、計算又はその他の原因の誤りにより生じた過大納税の還付申請</b>   | 納税日から起算して10年以内   | <ul style="list-style-type: none"> <li>2021年12月19日発効</li> <li>改正発効時点において、改正前の規定による申請期間が5年を経過していない場合は改正後の規定を適用する。既に5年を経過した場合は改正発効前の規定を適用する。</li> </ul> | 税金徴収法第28条  |



## KPMG Taiwan Network

### 台北事務所

主要聯絡人

台北市 110615 信義區  
信義路 5 段 7 號 68 樓

T +886 2 8101 6666 (代表)

F +886 2 8101 6667

### 新竹事務所

新竹市 300091 東區  
科學園區展業一路 11 號

T +886 3 579 9955

F +886 3 563 2277

### 台南事務所

台南市 700002 中西區  
民生路 2 段 279 號 16 樓

T +886 6 211 9988

F +886 6 6229 3326

### 台中事務所

台中市 407059 西屯區  
文心路二段 201 號 7 樓

T +886 4 2415 9168

F +886 4 2259 0196

### 高雄事務所

高雄市 801647 前金區  
中正四路 211 號 12 樓之6

T +886 7 213 0888

F +886 7 271 3721

## Contact us

### Partner

林 琇宜

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:02587

E slin1@kpmg.com.tw

友野 浩司

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:06195

E kojitomonoko@kpmg.com.tw

蔡 文惠

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:00584

E etsai@kpmg.com.tw

陳 彥富

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:02909

E byronchen@kpmg.com.tw

柯 有聰

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:16592

E jasonko1@kpmg.com.tw

### 記帳部門

記帳代行、個人所得稅、給与計算等

田中 杏奈

マネジャー

T +886 2 8101 6666 內線:14617

E annatanaka@kpmg.com.tw

### 登記部門

会社設立、VISA申請

吳 菁

マネジャー

T +886 2 8101 6666 內線:02369

E karenwu@kpmg.com.tw

### 日本人顧問

平野 健史

T +886 2 8101 6666 內線:19794

E thirano1@kpmg.com.tw

宇賀神 卓也

T +886 2 8101 6666 內線:22374

E takuyaugajin@kpmg.com.tw

### kpmg.com/tw/jp

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

© 2025 KPMG, a Taiwan partnership and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Public

発行責任者: 陳彥富統括 / KPMG台湾

